

福祉医療制度について

福祉医療制度とは、健康保険を使用し医療機関を受診した際に、自己負担しなければならない費用（一部負担金）を公費で負担するもので、下表に当てはまる方が対象となります。

区分	対象者	受給者証の色
乳幼児、高校生世代までの児童・生徒等	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	白色
ひとり親家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭、父子家庭の方	白色
高齢身体障害者	65歳以上の身体障害者手帳4級～6級所持者 ※社保本人は対象外	白色 桃色（後期高齢者医療加入者）
重度心身障害（児）者	身体障害者手帳1～3級または療養手帳A所持者	青色（社会保険本人加入者） 白色（国保加入者、社会保険被扶養者） 桃色（後期高齢者医療加入者）
妊産婦	母子手帳交付の翌月1日から出産の翌月末日までの妊産婦 （上限5万円）	受給者証の交付なし （領収書を持参して申請）

◎福祉医療費を受給されている方へ～福祉医療費受給者証の更新～

現在使用されている福祉医療費受給者証は期限が7月31日までとなり更新が必要となります。

更新対象者には更新後の受給者証を7月下旬までに郵送しますので、8月以降に医療機関等を受診される際には必ず新しい受給者証を窓口に提示してください。

なお、所得審査などにより非該当になる方には別に通知します。

◎次の方は更新対象者ではありません。現在お持ちの受給者証を8月以降も使用できます。

- ・重度心身障害（児）の該当者で白色、桃色の受給者証の方
- ・高校生世代の方

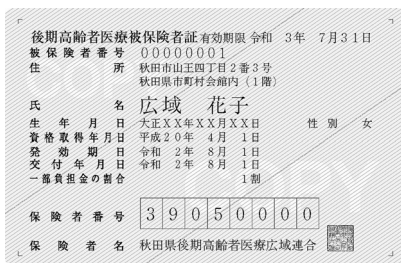
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療保険は、75歳以上の方全員と65歳以上の一定の障がいがある方が加入する医療保険のことです。

8月1日より被保険証が新しくなります！

今までお使いいただいた被保険者証が新しくなり、7月末までに加入者へ送付されます。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。

昨年度と所得区分が同じ方は限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証が同封されています。被保険者証の裏にありますのでご注意ください。



今までの保険証（うすあかい色）

【有効期限】 令和2年7月31日まで



これからの保険証（やまぶきいろ）

【有効期限】 令和2年8月1日から令和3年7月31日まで

保険料決定通知を発送します！

令和2年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

がありますのでご確認ください。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっていますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)